

○大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

平成 29 年 9 月 26 日

規則第 31 号

改正 平成 29 年 12 月 25 日規則第 43 号

平成 30 年 6 月 25 日規則第 37 号

令和 3 年 3 月 30 日規則第 11 号

令和 3 年 6 月 28 日規則第 35 号

令和 3 年 11 月 15 日規則第 46 号

令和 5 年 3 月 31 日規則第 13 号

令和 6 年 11 月 25 日規則第 41 号

大東市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年規則第 25 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（判定機関）

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神保健指定医

(所得の額)

第4条 条例第2条の2第1項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法

(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは、4,721,000円とし、扶養親族等があるときは、4,721,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この条において同じ。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。

(所得の範囲)

第5条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、国民年金法施行令

(昭和34年政令第184号)第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは、「条例第2条の2第1項」と読み替える。

(所得の額の計算方法)

第6条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、国民年金

法施行令第6条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは、「条例第2条の2第1項」と読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第7条 条例第2条の2第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、そ

の所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額(同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するもの

とする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第１号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうちに災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第３１４条の２第１項第１号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の１月１日以後に支払った条例第２条に規定する者に係る地方税法第３１４条の２第１項第２号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の１００分の５に相当する額と１００，０００円とのいずれか低い額（第１号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の１月１日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第１項第２号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と２，０００，０００円（第１号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、２，０００，０００円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第２号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうちに当該条例第２条に規定する者に係る医療費の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の１００分の５に相当する額と１００，０００円とのうち、いずれか低い額

(一部自己負担額)

第8条 条例第3条に規定する規則で定める一部自己負担額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。

5 前項の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。

6 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、医療費の助成の可否を決定し、その旨を医療費助成決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（助成の方法の特例）

第9条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき。（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこ

の限りではない。

- 3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査した上で、医療費の助成の可否を決定し、その旨を医療費助成決定通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

（医療証の申請）

第10条 条例第4条に規定する申請は、重度障害者医療証交付（更新）申請書（様式第4号。以下「医療証交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による資格確認書等その他の被保険者情報が確認できる書類
- (2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証
- (3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証
- (4) 所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、重度障害者医療証（様式第5号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期間は、毎年10月31日とする。

4 医療証の交付を受けている者は、有効期間が満了した医療証について、市長から返還の求めがあったときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の更新申請）

第11条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証交付申請書に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、条例第4条第2項の規定を準用する。

3 市長は、受給者が医療証の有効期間満了後も引き続き医療費の助成の対象となると認めるときは、前項の申請によらずに、医療証の更新をすることができる。ただし、受給

者に医療証を更新する意思がないときは、この限りでない。

(医療証の再交付申請)

第12条 受給者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療証交付申請書を市長に提出して、再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者等記号番号に変更を生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者記号番号に変更を生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第2条第1項第1号に該当する対象者の障害程度に変更を生じたとき。
- (8) 条例第2条第1項第2号又は第5号に該当する対象者の知的障害の程度に変更を生じたとき。
- (9) 条例第2条第1項第3号又は第4号に該当する対象者の障害の程度に変更を生じたとき。
- (10) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第8条第1項及び第2項の届出は、資格事項変更・喪失届（様式第6号）を市長

に提出しなければならない。

(医療証の添付)

第14条 第11条及び第12条の規定による申請並びに前条の規定による届出（同条第1項第3号から第5号までの届出を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第15条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別な事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、重度障害者に対する医療費の助成について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則については、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この規則の施行の日以後に新たに

対象となる対象者について適用し、同日前に係る対象者については、平成３３年３月３１日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第１０条から第１３条までの規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成２９年規則第４３号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規則第３７号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第４条の規定は、平成３１年７月１日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和３年規則第１１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第６号により交付されている重度障害者医療証は、改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第６号により交付された重度障害者医療証とみなす。

附 則（令和３年規則第３５号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年７月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第４条の規定は、この規則の施行の日前に重度障害者に係る医療費の助成の適用を受けている者については、令和３年１０月３１日までの間は、適用しない。

附 則（令和３年規則第４６号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年規則第１３号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１条中大東市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号の改正規定、第２条中大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第１０条第４項及び様式第５号の改正規定並びに第３条中大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第１１条第４項、様式第４号及び様式第５号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第１条の規定による改正前の大東市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号、第２条の規定による改正前の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号及び第３条の規定による改正前の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号（次項においてこれらを「旧様式」という。）による医療証は、それぞれ第１条の規定による改正後の大東市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号、第２条の規定による改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号及び第３条の規定による改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第５号による医療証とみなす。
- 4 附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和６年規則第４１号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和６年１２月２日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第8条関係）

重度障害者医療費助成一部自己負担額償還申請書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申請者）住所

氏名

TEL

下記のとおり一部自己負担額の償還について申請をしますので、口座振替によって支払ってください。

なお、次回以降は自動償還にて下記、口座に振り込みすることに同意します。

受給者氏名		被保険者氏名	
受給者番号		保 険 者	
生 年 月 日		保険者番号	
資格取得日		記号・番号	
自己負担額	月分 円	月分 円	月分 円

振込先	金 融 機 関 名	支 店 名	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
	銀行・農協・信金・信組	支店・本店	口 座 番 号	
			口 座 名 義 (カタカナで記入)	

※以下は記入しないでください。

診 療 月	支 払 金 額	償 還 金 額
年 月診療分	円	円
年 月診療分	円	円
年 月診療分	円	円
合 計 （ 支 給 決 定 額 ）		円

支給日

受付番号

様式第2号（第8条、第9条関係）

医療費助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申請のあった医療費の助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成決定額	円	
受診医療機関等名	助成内容内訳をご覧ください。	
口座振込払	金融機関名	
	口座番号	
振込予定日	年 月 日	

*金融機関により実際の入金までに更に数日を要する場合があります。

助成内容内訳

受診内容	診療年月	日数	医療費負担額	公費負担額	高額療養費	附加給付額	一部負担金 (相当額)	食事負担額	助成決定額

*助成決定額は、医療費負担額（健康保険が適用されない室料差額等は含まれません。）から公費負担額、高額療養費、附加給付額及び一部負担金（相当額）を差し引き、食事負担額を加えた金額となります。

*食事負担額は、老人医療、重度障害者医療（満18歳に達する日以後における最初の3月末日を経過するまでの対象者を除く。）及びひとり親家庭医療（満18歳に達する日以後における最初の3月末日を経過するまでの対象者を除く。）においては、助成対象外となります。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

医療費助成申請書

年 月 日

(あて先) 大東市長

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

医療費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、助成の際は、下記口座に振り込んでください。

記

受給医療区分		☐ 老人		☐ 子ども		☐ ひとり親		☐ 重度障害者		
申請理由		☐ 入院		☐ 通院		☐ 食事				
		☐ 他府県		☐ 発行前		☐ その他（ ）				
フリガナ						受給者番号				
受給者氏名						生年月日				
医療保険の 加 入 状 況		記号				番号				
		被保険者等氏名						続柄		
		医療保険名称				保険者番号				
		医療保険								
振込先	金融機関					支店名				
	口座番号					種別		☐ 普通 ☐ その他（ ）		
	口座名義人（＊カナで記入してください）									
添付した領収書の内訳										
年 月分より ヶ月分		外来		ヶ所 日		入院		ヶ所 日		
								調剤		
								ヶ所 日		

*この申請書は、医療費の助成資格を有する方が、他府県で受診した場合や、医療証交付前に受診された場合等に係る保険診療分の助成を申請する場合に使用します。ただし、医療証の交付後に医療機関に医療証の提示をしなかったことによる医療費の助成はできない場合がありますのでご注意ください。

*申請は、受診された翌月以降に行ってください。

*同月、同一医療機関の申請は必ずまとめて行ってください。別に申請されますと助成金額の返金を請求する場合があります。

事務処理欄*記入しないでください

1割・2割・3割

区分	総医療費	一部負担金	患者負担額	回数	助成決定額
入院					
外科					
歯科					
調剤					
装具					
償還金					
高額・食事					
その他					

様式第4号（第10条、第11条、第12条関係）

重度障害者医療証交付（更新）申請書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申請者）住所

氏名

対象者との続柄（ ）

電話番号

重度障害者医療証の交付（更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、重度障害者の医療費の助成に関し、私（同一世帯員、扶養義務者を含む。）の世帯状況、所得状況、障害の状況等必要な情報について、担当課又は関係行政機関等に確認することに同意します。

記

				受給者番号	
対象者	該当要件	手帳種類区分	手帳番号	交付年月日	有期年月日
	フリガナ			個人番号	
	氏名			生年月日	年 月 日
保護者	住所	1月2日以降に転入した方：転入日 年 月 日			
	フリガナ		個人番号		
	氏名		生年月日	年 月 日	
	続柄				
	住所	1月2日以降に転入した方：転入日 年 月 日			
加入医療保険	同居・別居の別	同居・別居	生計関係	生計同一・生計維持	
	被保険者・組合員又は世帯主の氏名（住所）			続柄	
				区分	
	種別		記号	番号	
	保険者の名称			所在地	
	保険者番号				
	資格取得日	年 月 日	附加給付の有無	特定疾病	
資格始期	年 月 日	交付年月日	年 月 日		
所得判定	扶養親族等の数		内数	老人	特定
	判定所得額	円			

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（表）

重度障害者医療										医 療 証									
公費負担者番号					8	0	2	7	0	1	9	2							
受 給 者 番 号																			
対 象 者	居住地		大阪府大東市																
	氏 名																		
	生年月日		年 月 日																
有効期間			年 月 日から																
			年 月 日まで																
発行機関名 及 び 印			大阪府 大 東 市 長																
交付年月日			年 月 日																

この証は、大阪府以外では使えません。

ご 注 意

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この証は、本人以外は使えません。
- 3 診療などをお受けになるときは、資格確認書等その他の被保険者情報が確認できる書類にこの証を添えて、医療機関の窓口へ必ずご提出ください。
- 4 対象者としての資格がなくなったときは、この証は使えなくなりますので、速やかにお返してください。
- 5 氏名・住所又は加入医療保険等に変更があったときは、その旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚して使えなくなったり、又はなくしたりしたときは再交付を受けてください。
- 7 他の法令等により公費負担を受けることができる場合は、その公費負担を優先的に受けてください。

様式第6号（第13条関係）

資格事項変更・喪失届

年 月 日

（あて先）大東市長

（届出者）住所

氏名

対象者との続柄 （ ）

電話番号

次のとおり届け出します。

医療助成の別		受給者番号	
	変 更 後	変 更 前	
フリガナ 受給者氏名			
生年月日	年 月 日		
住 所			
医療保険の 加 入 状 況	（被保険者等氏名）		
	（被保険者等住所）		
	（記号・番号）		
	（被保険者等との続柄）		
	（保険者の名称）		
	（保険種別）		
	（保険者番号）		
	（保険者の所在地）		
	（資格取得日）		
	年 月 日		
届出事由			

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条、第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)

様式第 6 号 (第 1 3 条関係)